

市民の声 同性の婚姻届の不受理事由について



ホーム > 市民の声 検索 > 市民の声 検索結果 > 市民の声 同性の婚姻届の不受理事由について

市民の声 同性の婚姻届の不受理事由について

| | |
|----------|---|
| 受付年月日 | 2014年6月6日 |
| 性別 | 男性 |
| 年代 | 50代 |
| テーマ | 同性の婚姻届の不受理事由について |
| 分野 | 行政一般・その他 |
| 提言内容（要約） | 同性婚の届出につき、憲法24条を根拠として不受理としたとの報道を見ましたが、係る憲法解釈には問題があると考えます。この解釈によるときには、同性婚を許容する法律を制定すること自体憲法違反とすることにつながってしまい、一地方自治体において判断すべきことではないと考えられます。 むしろ、現行民法が同性婚を認める規定を欠くこと（例えば、夫婦という男女を意味する語句を用いていることなどから、民法が異性婚のみを前提としていることは明らかです）から、市として同性婚の届出を受理する権限がないと整理すべきであったのではないかでしょうか。 |
| 回答内容（全文） | 戸籍に関する事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり、市町村長が戸籍事務を処理するに当たり、るべき基準等については、国において定められています。 <u>同性同士による婚姻届の届出につきましては、青森市の戸籍事務を管轄する青森地方法務局の助言を受け、憲法第24条第1項を根拠として処理したものです。</u> 【担当課：市民生活部市民課】 |
| 回答日 | 2014年6月23日 |

2019年2月14日 衆議院予算委員会
立憲民主党 無所属フォーラム 尾辻かな子
出典：青森市ホームページ

2017年

届書の不受理返戻について（通知）

2017年 [REDACTED] にご提出されました報告的婚姻届について、次の理由により届書を返戻いたします。

1. 届出事件 婚姻届

2. 届出入及び本籍 届出人
本籍 [REDACTED]
筆頭者 [REDACTED]

相手方 [REDACTED]

3. 返戻理由 同性同士の婚姻について、民法上の規定がないことから、受理は相当ではないため、不受理とする

4. 沈没する書類 [REDACTED]

以上

三豊市 MITOYO

市役所
585 香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地
山本支所 〒768-0195 香川県三豊市山本町辻 333 番地 1

三野支所 〒767-0032 香川県三豊市三野町下高瀬 568 番地 2
豊中支所 〒769-1593 香川県三豊市豊中町本山甲 201 番地 1

詫間支所 〒769-1101 香川県三豊市詫間町詫間 1338 番地 13
仁尾支所 〒769-1406 香川県三豊市仁尾町仁尾辛 34 番地 2

財田支所 〒769-0401 香川県三豊市財田町財田上 2171 番地

課 担当：

所属電話：

平成31年2月6日

香川県三豊市長

山下 昭史

上記の届出は、以下の理由によって受理しなかったことを証明する。
【受理しない理由】
男性同士を当事者とする本件婚姻届は、不適法であるから受理することはできない。

家族法・戸籍制度研究会 第29回定例研究会
(平成27・12・5)

戸籍行政をめぐる現下の諸問題について

山崎 耕史
(法務省民事局民事第一課長)

日本加除出版株式会社

2019年2月14日 衆議院予算委員会
立憲民主党 無所属フォーラム 尾辻かな子
出典:家族法・戸籍制度研究会資料

大きく新聞等で報道されることがありますね。

さて、同性婚の婚姻届出ですが、もちろん、不受理にすることになります。民法は男女の婚姻を前提としており、その民法を前提としている戸籍法も当然そういう構造ですから、受理できないということになります。

しかし、それでも同性婚の婚姻届が出てくるというのは、敢えて不受理と明示させた上、そのことを報道してもらうということのように思われます。つまり、問題提起ですね。

同性婚については、憲法上認められているか認められていないかという議論があります。認められていなければ、法律でも当然に認められないことになります。しかし、他方、憲法は同性婚を否定まではしていないのではないかという見解もあります。もしこの見解が正しいとするならば、法律で同性婚の制度を作っても憲法違反ではないという余地が出てきます。

以前は、このようにして同性の婚姻届が出されてきたときは、不受理証明に憲法上問題があると書いていたこともあったようです。ただ、私が民事第一課の課長になった後は、同性の婚姻届が出されたときも、市区町村ではそこまで不受理証明に書いていないはずです。

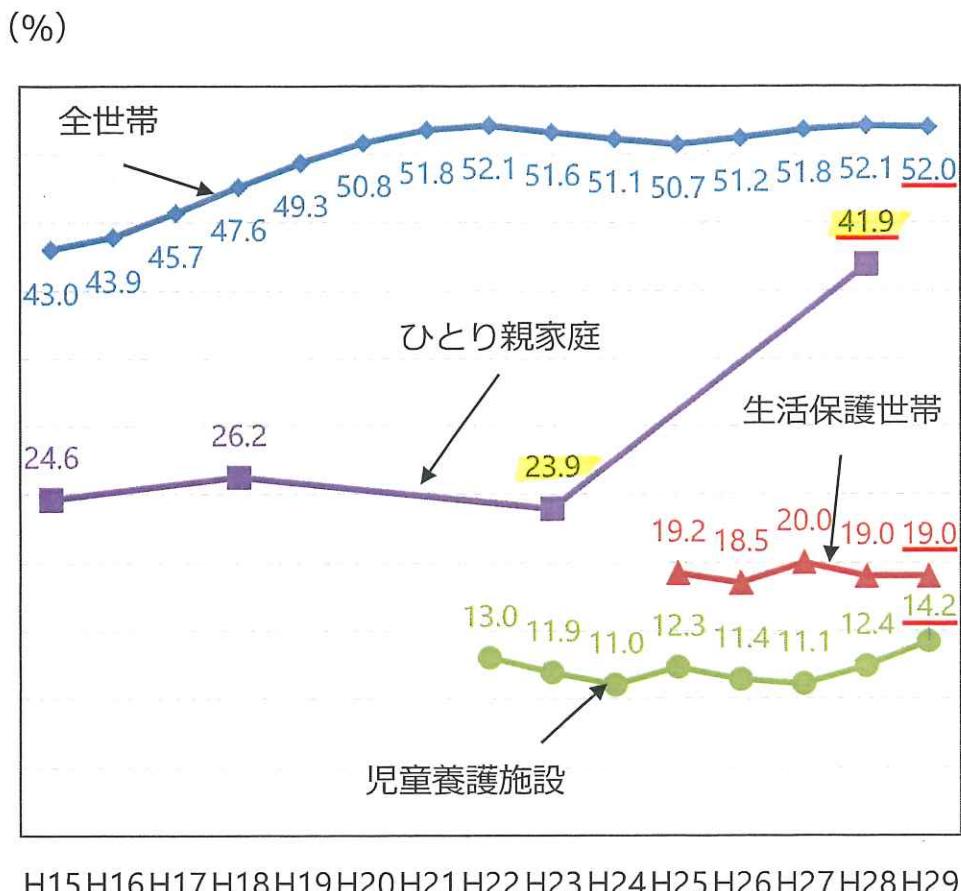
というのは、憲法上の問題云々というのは、恐らく市区町村で論評すること自体もなかなか困難と思われ、もちろん法務省でも容易に言えることでもありません。したがって、ここ最近では、不適法であるということで不受理証明が出されています。少なくとも現行民法が同性婚を前提としていないことは明らかだからです。

同性婚と憲法の関係というのはよくマスコミに出ます。今年(平成27年)の6月でしたが、アメリカで、同性婚を禁止している州は、憲

(参考) 子供の大学等進学率の内訳の推移

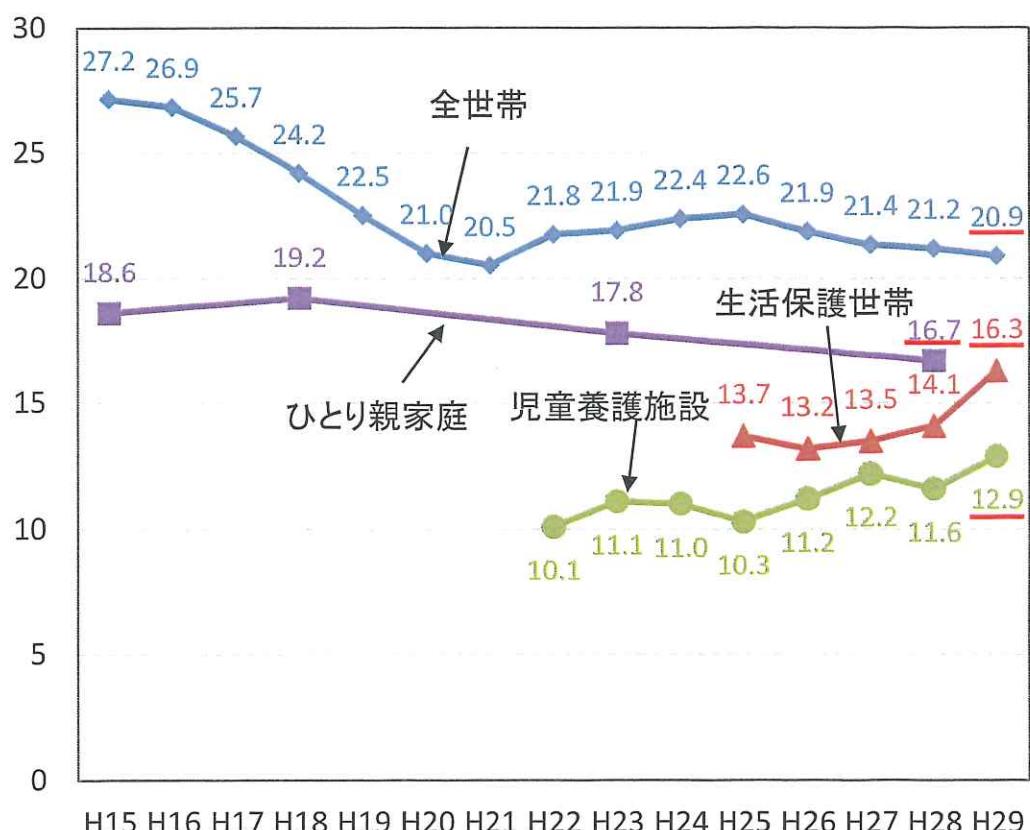
子供の大学等※進学率の推移

※専修学校等を含まない



子供の専修学校等進学率の推移

(%)



注1) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ

注2) 児童養護施設については、厚生労働省雇用・均等児童家庭局家庭福祉課調べ

注3) ひとり親家庭については、平成15・18・23年度は厚生労働省「全国母子世帯等調査」、

平成28年度は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成

注4) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出

注1) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出

注2) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ

注3) 児童養護施設については、厚生労働省雇用・均等児童家庭局家庭福祉課調べ

注4) ひとり親家庭については、平成15・18・23年度は厚生労働省「全国母子世帯等調査」、
平成28年度は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成

注5) 専修学校等 = 専修学校又は各種学校

ひとり親家庭の大学進学率について

- 本件は、平成 23 年度・平成 28 年度の厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」から特別集計をしたもの。
(平成 23 年度まで「全国母子世帯等調査」の名称で実施)
- この調査は、例えば平成 28 年度調査では、平成 22 年国勢調査により設定された調査区から、無作為に 4,450 調査区を抽出したうえで、
 - ・ 父子世帯、養育者世帯については、当該調査区の全ての世帯を客体とし、
 - ・ 母子世帯については、当該調査区のうち、2,850 区内の全ての世帯を客体として実施したもの。

| | 調査客体数 | 集計客体数 |
|-------|-------|-------|
| 母子世帯 | 3,293 | 2,060 |
| 父子世帯 | 653 | 405 |
| 養育者世帯 | 60 | 45 |
| 合計 | 4,006 | 2,510 |

- 本件は、平成 23 年度・平成 28 年度それぞれの調査において、19 歳の子どもに関する回答の全てを対象として集計し、19 歳の子どもの数を母数とし、大学または短期大学に在籍していると回答した数の占める割合を算出したもの。
- 具体的な計算は、以下の通り。
 - ・ 平成 28 年度は 108 (大学・短大在籍) / 258 (全体) = 41.9%
 - ・ 平成 23 年度は 47 (大学・短大在籍) / 197 (全体) = 23.9%
- これらの推計値の標準誤差 (※) は、いずれも 3%程度である。

(※) 仮に全数調査をした場合に得られるであろう結果と、標本調査による結果との間で生じうる誤差を表す指標。小さければ小さいほど、信頼性が高い。